

長第02190001号

平成31年 2月19日

各指定居宅サービス事業者 様
各指定介護予防サービス事業者 様

和歌山県福祉保健部福祉保健政策局
長寿社会課介護サービス指導室長
(公 印 省 略)

介護保険法による指定の更新の有効期間の定めに関する弾力的な運用について (通知)

平素より、県高齢者福祉行政の推進にご協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者等の指定については、6年ごとに更新を受けなければ、その効力を失うこととなっております。

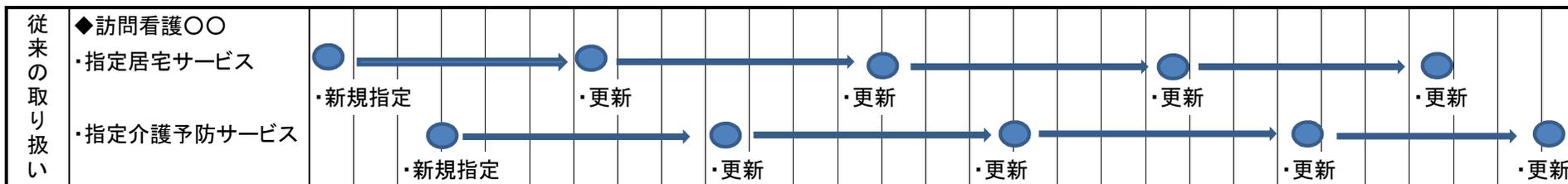
このたび、指定居宅サービス及び指定介護予防サービスを同一事業所で一体的に行っているが、それぞれの指定の有効期限が異なる場合について、事務手続きの簡略化の観点から、有効期限を早く迎える指定の更新申請時に併せて、もう一方の指定更新申請を行っていただくことと致します。(詳細は別紙参照)

なお、本通知の取扱いは、平成31年4月1日以降に指定の有効期限を迎える指定居宅(介護予防)サービス(和歌山県が指定するものに限る。)について適用しますので、更新申請時の手続きについて十分にご注意ください。

本通知は、法人に対して1通のみ送付しておりますので、傘下の事業所に対して周知徹底願います。

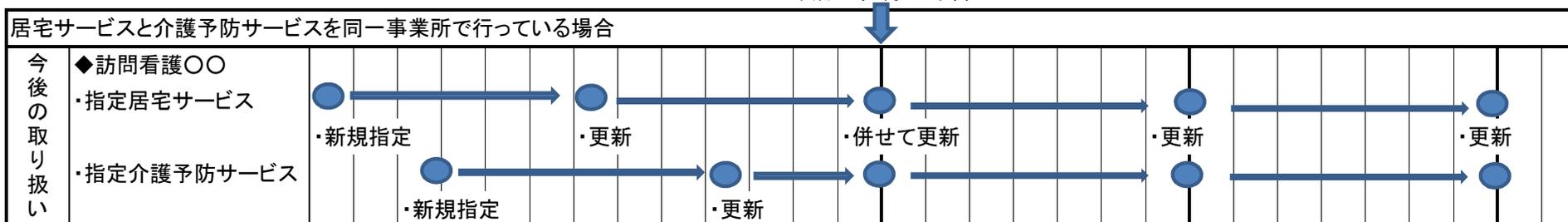
担当 介護サービス指導室 TEL 073-441-2527

別紙



※それぞれ6年ごとに更新手続きを行う必要があり、事務手続きが煩雑となる。

平成31年4月1日以降



※指定居宅サービスの更新時に、指定介護予防サービスも併せて更新を行えば、それ以降の更新が一括で行え、事務手続きの簡略化となる。

※平成31年4月以降で先に指定の有効期限が満了となるサービスの指定更新時に併せて更新申請の手続きしてください。

上記の取り扱いについては、平成31年4月1日以降に更新する指定居宅サービス及び指定介護予防サービスについて適用する。(和歌山県が指定するものに限る。) また、申請時に確認書を併せて提出すること。